

## 鳥取市中心身障害者福祉施設整備費等借入金利子補助金交付要綱

鳥取市中心身障害者福祉施設整備費等借入金利子補助金交付要綱(平成7年12月27日制定)の全部を改正する。

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中心身障害者福祉施設整備費等借入金利子補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 社会福祉法人が身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設(以下「心身障害者施設」という。)を設置する際、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金(以下「借入金」という。)の償還金(延滞金に係るものは含めないものとする。)に対し利子補給を行うことにより、障害者の就労の場を確保し、自立と社会参加を促進し、もって障害者福祉の増進に資することを目的として交付する。

### (補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、社会福祉法人が本市内に心身障害者施設を新設又は増改築等を行うための借入金(平成19年3月31日までに締結した借入契約に係るものに限る。)に対する利息とする。

### (補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書及び収支予算書を添付し申請するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

### (着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

### (実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

### (雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年8月2日から施行する。